

公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金取扱要領

[平成 20 年 11 月 26 日制定]

[平成 23 年 2 月 23 日一部改正]

[平成 23 年 4 月 1 日一部改正]

[令和 2 年 4 月 1 日一部改正]

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与規程（以下「規程」という。）第 11 条の規定に基づき、公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金の貸与の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、規程において使用する用語の例による。

(申込の手続き)

第3条 規程第 1 条に規定する奨学金の貸与を受けようとする者は、財団が別に定める日までに公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与申込書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて財団に提出しなければならない。

- (1) 山形大学地域教育文化学部を卒業したこと又は卒業見込みであることを証明する書類
- (2) 規程第 1 条に規定する教職大学院等の課程に在学する者であること又は修学する見込みであることを証明する書類
- (3) 住民票の写し（申請の前日 2 月以内に発行されたものに限る。）
- (4) その他財団が必要と認める書類

(保証人)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、財団が適当と認める連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）1 人以上を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して返還の義務を負担するものとする。
- 3 奨学金の貸与を受けた者が連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認願（別記様式第 2 号）により承認を受けなければならない。

(誓約書)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、誓約書（別記様式第 3 号）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 財団は、第 3 条に規定する申込書等の提出があつた場合において、奨学金を貸与することが適当であると認めたときは、奨学金を貸与することを決定する。

- 2 財団は、前項の規定により奨学金を貸与することを決定したときは、公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与決定通知（別記様式第 4 号）により、奨学金の額及び貸

与時期を通知するものとする。

(学業成績を証明する書類の提出)

第7条 奨学生は、教職大学院等に入学した日の属する年度の翌年度の4月15日までに前年度の学業成績を証明する書類を財団に提出しなければならない。

(教員採用試験の受験)

第8条 奨学生は、教職大学院等の修了予定年度に実施される教員採用試験を受験しなければならない。

2 規程第8条第1号の規定により奨学金の返還を猶予されている者は、猶予を受けた期間に実施される教員採用試験を受験しなければならない。

3 規程3条の規定により教員採用試験を受験した者は、教員採用試験の受験後1月以内に当該教員採用試験の受験を証明する書類を財団に提出しなければならない。

4 規程3条の規定により教員採用試験を受験した者は、教員採用試験の可否結果の通知を受けた場合には、速やかにその結果を財団に報告しなければならない。

(貸与額の変更)

第9条 財団は、奨学生の在学中に当該奨学生が納付すべき授業料に改定があったときは奨学生の同意を得て奨学金の額を変更することができる。

2 財団は、前項の規定により奨学金の額を変更したときは、公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与変更決定通知(別記様式第4号)により、その旨を通知するものとする。

(貸与の時期)

第10条 規程第4条第1項の奨学金は、当該年度の授業料の年額の2分の1に相当する額を4月及び10月にそれぞれ貸与するものとする。

2 規程第4条第2項の奨学金は、奨学生が教職大学院等に入学した日の属する年度の前年度の3月までに貸与することができる。ただし、奨学生が教職大学院等に就学している場合は、入学した日の属する年度の4月に貸与する。

3 前2項の規定にかかわらず、財団が特に必要と認める場合には、これによらないことができる。

(貸与の方法)

第11条 奨学金の貸与は、奨学生が指定する奨学生名義の預貯金口座への振込みにより行うものとし、奨学金の振込みに要する手数料は財団が負担する。

2 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の貸与が終わったとき又は規程第6条の規定により貸与を打ち切られたときは、速やかに公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金借用証書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

(奨学生の異動の届出)

第12条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、異動届(別記様式第6号)により直ちに財団に報告しなければならない。

(1) 退学したとき又は学籍を失ったとき。

(2) 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。

(3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

(4) 氏名又は住所その他重要な事項に変更があったとき。

(5) 保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき、保証人が死亡したとき。

(奨学金の辞退)

第13条 第6条第1項の規定による奨学金の貸与の決定を受けた者は、決定を受けた奨学金の全額の貸与が終了していない場合において、申出により以降の奨学金の貸与を辞退することができる。

2 前項の規定により奨学金を辞退した者は、再び奨学金の貸与を申し込むことができない。

(返還の方法)

第14条 奨学金の返還は、半年賦（毎年1月及び7月）による均等払いの方法により行わなければならない。

2 返還義務者が奨学金の返還を開始するときは、公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金返還計画承認願（別記様式第7号）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

3 奨学金の返還に要する振込手数料は、返還義務者の負担とする。

(繰上げ償還)

第15条 返還義務者は奨学金の貸与が終了し、財団からその奨学金の返還について計画の承認を受けた後、返還期日の到来していない割賦金を繰り上げて返還することができる。

(在職期間の計算)

第16条 規程第7条第2項及び第9条第1項に規定する在職期間は、次の各号に掲げる期間を通算した期間とする。

(1) 山形県内の公立学校に勤務した期間

(2) 山形県又は山形県内の市町村が設置する社会教育施設、社会体育施設、研修施設に勤務した期間

(3) 山形県教育委員会又は山形県内の市町村の教育委員会の事務局に勤務した期間

(4) 計画的な人事交流により国又は地方公共団体の機関に勤務した期間

(5) その他奨学金の目的に照らし、財団が適当と認めた期間

2 前項に規定する在職期間は、期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数により計算するものとする。

3 前項の規定により在職期間を計算する場合において、当該期間中に休職、停職、又は休業の期間（以下「休職期間等」という。）があるときは、休職等期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職等期間の終了した月において再び休職等期間が開始することとなったときは、その月を1箇月として控除するものとする。

4 非常勤講師として勤務した期間については、規程第9条第2項を適用する場合、換算率80/100を乗じて計算するものとする。

(返還の猶予の手続き)

第 17 条 規程第 8 条に規定する奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金返還猶予願（別記様式第 8 号）に当該事由を証明する書類を添えて財団に提出しなければならない。

（返還の猶予の期間）

第 18 条 規程第 8 条第 1 号に規定する猶予の期間は 1 年以内とし、更にその事由が継続するときは願い出により 1 年間を限度として延長することができる。

2 規程第 8 条第 2 号及び第 3 号に該当する場合の猶予の期間は 1 年以内とし、その状況により延長することができる。ただし、それらを通じて原則として最長 5 年以内とする。

（返還の猶予を受けている者の報告）

第 19 条 規程第 8 条の規定により奨学金の返還の猶予を受けている者は、事由に該当しなくなったときは、直ちにその旨を財団に報告しなければならない。

（死亡等による奨学金の返還の免除）

第 20 条 奨学生又は返還義務者が死亡したときは、当該奨学金の返還未済額の全額の返還を免除するものとする。

2 奨学生又は規程第 7 条第 2 項の返還義務者が職務に起因する精神若しくは身体の障がいにより労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったときは、当該奨学金の返還未済額の全額の返還を免除するものとする。

3 前項に掲げる場合のほか、返還義務者が精神若しくは身体の障がいにより労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったときは、当該事由に該当するに至った時点における当該奨学金の返還未済額の 2 分の 1 に相当する額の返還を免除するものとする。

（返還の免除の手続き）

第 21 条 規程第 9 条第 2 項の規定による奨学金の債務の免除を受けようとする者は、事由が生じた日から 20 日以内に、公益財団法人やまがた教育振興財団返還債務免除願（別記様式第 9 号）に当該事由を証明する書類を添えて財団あて提出しなければならない。

（返還義務者の届出等）

第 22 条 返還義務者は、奨学金の返還を完了するまでの間（規程第 7 条第 2 項の返還義務者についてはその在職期間が 10 年となるまでの間）に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、別記様式第 6 号の異動届により直ちに財団に届け出なければならない。

2 返還義務者は、奨学金の返還を完了するまでの間（規程第 7 条第 2 項の返還義務者についてはその在職期間が 10 年となるまでの間）、毎年 4 月末日までに現況届（別記様式第 10 号）によりその現況を届出なければならない。

附 則

この要領は、平成 20 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。